

審査基準及び標準処理期間整理個表

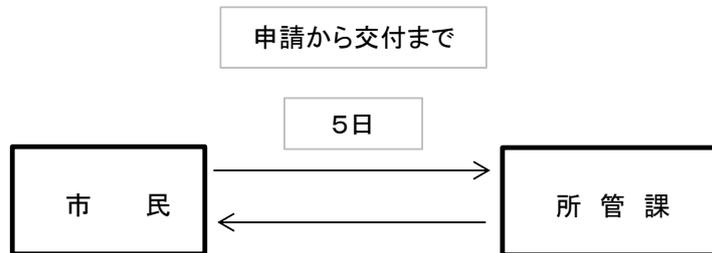
番号 24

処 分 名	液化石油ガス販売事業の登録	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、液化石油ガス販売事業の登録を行う。	
根 拠 法 令 名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)	
条 項	第3条、第3条の2、	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	5日
判断基準	<p>法第3条第1項に該当する者の申請で、同第4条に規定する場合を除き、液化石油ガス販売事業者登録簿に登録する。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第3条 液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 販売所の名称及び所在地 三 液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設(以下「貯蔵施設」という。)の位置及び構造 四 液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について第27条第1項に掲げる業務を行う第29条第1項の認定を受けた者の氏名又は名称及びその事業所の所在地 五 その販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置 3 前項第3号に掲げる事項は、第11条ただし書の経済産業省令で定める場合にあつては、同項の申請書に記載することを要しない。この場合において、貯蔵施設を所有又は占有しない理由を記載しなければならない。 4 第2項の申請書には、第四条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。 第3条の2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前条第2項の登録の申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第2項第1号及び第2号の事項並びに登録の年月日及び登録番号を液化石油ガス販売事業者登録簿に登録しなければならない。 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。 3 何人も、経済産業大臣又は都道府県知事に対し、液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。 第4条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第3条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同条第2項の申請書若しくは同条第4項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 この法律若しくは高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- 二 第26条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 成年被後見人
 - 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの
 - 五 第3条第2項第5号の措置が経済産業省令で定める基準に適合していない者
- 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により第3条第1項の登録を拒否したときは、同時に、その理由を示して、その旨を申請者に書面により通知しなければならない。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。